

令和8年度産学連携プロデューサー

(熊本県会計年度任用職員) 募集案内

1 募集職種

産学連携プロデューサー (熊本県会計年度任用職員)

2 職務内容 (変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

県の指定する公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に係る次の業務を処理する。

- (1) 改革を先導する高等学校の取組及び域内の教育環境の向上に必要な体制の構築
- (2) 県内経済団体、自治体及び教育関係者との連携調整
- (3) 県教育委員会が実施する会議の開催に係る産業界等との支援及び調整
- (4) 立地する基礎自治体及び地域の経済団体等を訪問し、円滑な連携に向けた調整及び支援
- (5) デュアルシステムやバイターンシップ等、地域の特色を生かした即戦力人材の育成に向けた企画、提案及び実施における支援
- (6) 校内会議等へ参加し、現状の把握及び発生した課題への対応
- (7) 取組の情報発信
- (8) その他、職務を監督する者が必要と認める業務

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

(1) 職 の 区 分 : 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任 用 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

(3) 勤 務 地 : 熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課内 (変更の範囲) 変更なし

(4) 勤 務 時 間 : 8 : 30 ~ 15 : 30 (週4日)

8 : 30 ~ 14 : 30 (週1日)

※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休 憩 時 間 : 12 : 00 ~ 13 : 00

(6) 休 日 等 : 土、日、祝日

(7) 休 暇 等 : 年次有給休暇 あり (6か月間継続勤務した場合)

※その他有給休暇 (公民権行使等)、無給休暇 (保育時間等) あり

(8) 報 酬 等 : ①報酬日額 6時間 9,872円

5時間 8,227円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 令和8年6月期 : 最大1.2625月、12月期 : 最大1.2625月

④勤勉手当 令和8年6月期 : 最大1.0625月、12月期 : 最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬日額、通勤費用、期末手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの

平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます）

(9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 争議行為等の禁止
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

(14) 特記事項：本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

5 受験資格

(1) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者

(2) 専門高校や技術教育に対する理解が深く、産学連携等の業務に必要な知見を有する者

(3) 民間企業等において、技術開発、人材育成、マネジメント等の業務に従事した経験を有する者

(4) 自動車第一種普通免許を有する者

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま

での者。

- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時：令和8年3月13日（金）
- (2) 合格発表：令和8年3月18日（水）

8 応募方法

- ・応募者は、令和8年3月2日（月）正午までに、「申込書」を熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課産業教育指導班へ、持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、「ハローワークの紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合の受付は、平日8：30～17：15までとなります。郵送の場合は、必ず特定記録郵便にしてください。
- ・応募者が多数（6人以上）の場合は、受付期間内でも受付を締め切ります。

【連絡先】 〒862-8609

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課産業教育指導班

電話 096-333-2717